

◎新潟県告示第1053号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年10月1日から令和5年3月3日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西区浦山一丁目ほか（新潟市西区浦山一丁目、浦山二丁目、浦山三丁目、浦山四丁目、関屋堀割町、西区関屋、青山の全部又は一部地区）